

積算基準	林道
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書 (金 抜)

事 業 年 度	令和7年度
工 事 場 所	京都市左京区大原尾越町 地内
工 事 名	林道久多尾越線保全管理工事
工 期	契約日の翌日 ~ 令和7年12月26日 まで
事 業 課 (所) 名	農林振興室

工事概要

林道改良		m	4.7
林道土工	1式		
擁壁工	1式		
舗装工	1式		
撤去工	1式		
仮設工	1式		

施工理由

林道の安全な通行を確保し地域林業の振興に役立てるため、浸食を受けた林道路肩を修復する改良工事を実施する。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	
訳	消 費 税 相 当 額	前回	円	円	円
		今回	円	円	
		前回	円	円	円
		今回	円	円	

積算条件表

工事摘要

工事番号	
工事名称	林道久多尾越線保管理工事
工事場所	京都市左京区大原尾越町地内
工期	契約日の翌日 ~ 令和7年12月26日

積算条件

発注者	京都市
-----	-----

単価適用日	令和7年7月10日
単価地区	京都府公表単価 京都市①（左京区[花背・広河原・久多] 右京区[旧京北町]除く） 長岡京市 向日市 乙訓郡 大山崎町
歩掛	治山・林道必携（積算・施工編）
機械損料	損料（簡易_推進(平均)） 令和6年04月01日
経費	治山・林道必携 令和06年08月20日

京都市

経費計算条件

項目名称	選択内容	摘要
工種区分	道路工事	
施工地域区分	補正無し	
週休2日実施の補正	補正する（4週 8休以上）	
ICT活用による間接工事費の補正	補正しない	
緊急工事の補正	補正しない	
積雪寒冷地域補正	補正しない	
熱中症対策に係る費用の補正	補正しない	
現場環境改善費の計上	計上しない	
前払金支出割合区分	35%を超え 40%以下（1.00）	
契約保証補正の有無	保証を必要としない（0.00）	
処分費等の取り扱い	間接工事費等で率計算の対象額（3%または3千万以下）とする	
補助治山事業	対象とならない	
工事価格の端数処理	千円まるめ（工事価格のみ）	
消費税率の選択	10%	
消費税増税の経過措置前の対応	対応は不要	

見積参考資料

下表の積算基準に基づき積算しています。

図書名	発行年月等	発行機関	積算基準
治山林道必携 積算・施工編	令和6年版	(一社)日本治山治水協会/日本林道協会	森林整備保全事業の基準

下記の土木工事単価資料を使用して積算しています

資料名	発行年月等	発行機関	備考
土木工事単価資料	令和7年7月	京都府	京都市①(左京区[花背・広河原・久多] 右京区[旧京北町]除く) 長岡京市 向日市 乙訓郡 大山崎町
建設物価	令和7年7月	一般財団法人 建設物価調査会	京都市①(左京区[花背・広河原・久多] 右京区[旧京北町]除く) 長岡京市 向日市 乙訓郡 大山崎町
積算資料	令和7年7月	一般財団法人 経済調査会	京都市①(左京区[花背・広河原・久多] 右京区[旧京北町]除く) 長岡京市 向日市 乙訓郡 大山崎町

見積参考資料

積算で採用した見積歩掛は、以下のとおりです。

【省力化大型かご工】

10m² 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
部材	大型ハイパーマット 150 型	m ²	10	
割栗石	150-200mm	m ³	14.3	
普通作業員	本体組立	人	0.9	
詰石工		m ³	14.3	

日当り施工量：10m²／日

【詰石工】

10m³ 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普通作業員		人	1.0	
バックホウ運転	山積 0.45m ³ 平積 0.35m ³	h	3.0	

【バックホウ運転】

山積 0.45m³ 平積 0.35m³

1h 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特殊運転手		人	0.16	
軽油		L	8.6	
機械損料	山積 0.45m ³ 平積 0.35m ³	h	1.0	

本 工 事 費 内 訳 書

林道久多尾越線保全管理工事	事業区分	林道関係工事
	工事区分	林道改良

工種・種別・細別	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本工事費		1	式			
林道改良		1	式			
林道土工		1	式			
作業土工		1	式			
床掘り(参考数量)	山地(B)普通作業員 土砂 上記以外(小規模)	25	m3			
埋戻し(参考数量)	山地(B)普通作業員 上記以外(小規模) 土砂	7	m3			
積込(ルーズ)(参考数量)	土砂 小規模(標準)	16	m3			
土砂等運搬(参考数量)	小規模 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 2.5km以下	16	m3			
整地(参考数量)	残土受入れ地での処理	16	m3			
大型土のう(移設)(参考数量)	撤 去	4	袋			
大型土のう(移設)(参考数量)	設 置 山地(B) 普通作業員	4	袋			

本 工 事 費 内 訳 書

林道久多尾越線保全管理工事	事業区分	林道関係工事
	工事区分	林道改良

工種・種別・細別	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
擁壁工		1	式			
かご工		1	式			
省力化大型かご工	大型ハイパーマット150型 H=4.0	16	m2			
端部用壁面網	大型ハイパーマット150型 1.0×1.5	8	枚			
吸出し防止材設置	山地(B)普通作業員 土布シート 合織不織布 厚10.0mm (9.8kN/m)	52.8	m2			
舗装工		1	式			
舗装打換え工		1	式			
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	6.3	m			
舗装版破碎積込(小規模土工)		3.8	m2			
殻運搬	舗装版破碎 機械積込(小規模土工) 無し 28.5km以下	0.2	m3			
アスファルト塊(掘削)処分		0.2	m3			

本 工 事 費 内 訳 書

林道久多尾越線保全管理工事	事業区分	林道関係工事
	工事区分	林道改良

工種・種別・細別	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
上層路盤(車道・路肩部).	再生粒度調整碎石 RM-30 1層施工 100mm	4.2	m2			
表層(車道・路肩部).	1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下) 40mm 再生密粒度アスコン(昼間) (13) アスファルト 乳剤 PK-3 プライムコート用	4.2	m2			
構造物撤去工		1	式			
構造物取壊し工		1	式			
コンクリートブレーカによる取壊し	鉄筋構造物 山地(B) 普通作業員 1日で計上する	3.6	m3			
集積・積込(取壊しコンクリート殻処理工 運搬・搬出による棄却)	山地(B) 普通作業員 上記以外の場合 (4.8) 19.1km 標準 (0.90) 普通	3.6	m3			
コンクリート塊(有筋)処分		3.6	m3			
仮設工		1	式			
仮設工		1	式			
水替工		1	式			
ポンプ据付・撤去 小口径	ポンプ口径100mm 山地(B) 普通作業員	1	箇所			

本 工 事 費 内 訳 書

林道久多尾越線保全管理工事	事業区分 工事区分	林道関係工事 林道改良
---------------	--------------	----------------

工種・種別・細別	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ポンプ運転 小口径 (作業時排水)	6以上30m3/h未満 (100*1)	1	日			
締切工		1	式			
土のう締切工 (参考数量)	土砂(購入土)単価を計上しない 山地(B) 普通作業員 土のう 62×48cm	1	m2			
樋掛工 (参考数量)	高密度ポリエチレン管 シングル構造 φ600mm	10	m			
直接工事費計		1	式			
共通仮設費		1	式			
共通仮設費(率計上)		16.37	%			
純工事費		1	式			
現場管理費		36.14	%			
工事原価		1	式			
一般管理費等		23.57	%			

特記仕様書（個別工事編）

工事名 林道久多尾越線保全管理工事
工事場所 京都市左京区大原尾越町 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点对象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。

2 監督職員の確認に関する事項

第4条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
上層路盤	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)
アスファルト舗装	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細 別	材 料 ・ 資 材 ・ 製 品
擁壁工・かご工	省力化大型かご工	大型ハイパーマット 150 型

第5条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第6条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）

(「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
林道土工-作業土工	床掘工	床掘完了時

3 建設副産物に関する事項

第7条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 (有筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市左京区静市野中町 395-1	設計運搬距離 L = 19.1km
アスファルト・コンクリート塊 (掘削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市左京区静市野中町 395-1	設計運搬距離 L = 19.1km

2 舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

4 その他事項

第8条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の21日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

林道久多尾越線保全管理工事 詳細位置図 (京都市左京区大原尾越町地内)

